

懲戒処分の公表（令和5年度）

鹿屋市職員の懲戒処分に関する公表基準第2条及び第5条の規定により、令和5年度における職員の懲戒処分について、下記のとおり公表します。

処分日	事案件名	被処分者及び処分量定			
		所 属	性別	年 齢	処分の量定
R5. 8. 24	事務の不適正処理	市長部局	男	40 歳代	懲戒減給 10 分の 1 (3 月)
R5. 12. 15	団体会費の私的流用	市長部局	男	20 歳代	懲戒停職 (6 月)
R6. 3. 27	人身事故	教育委員会	女	30 歳代	懲戒減給 10 分の 1 (2 月)
R6. 3. 28	人身事故	市長部局	男	60 歳代	懲戒減給 10 分の 1 (2 月)

《問合せ先》 総務部総務課人事研修係 TEL0994-31-1127